

## 入札参加資格の承継について

※ 承継を希望される方はあらかじめ公共工事契約課までご相談ください。  
担当：公共工事契約管理係 0742-22-1101（内線4139、4134）

1 次の各号に掲げる場合に限り、請負資格の承継を認めるものとする。

(1) 個人の有資格業者が死亡したとき。

承継人となれる者	被承継人の法定相続人のうち1名
必要とする書類	被承継人の戸籍謄本 被承継人の除籍謄本又は住民票の除票 他の法定相続人全員の同意書 (押印のあるもの) 法定相続人全員の印鑑証明書

(2) 個人の有資格業者が、心身の故障のため、引き続き事業を継続していくことが困難であると認められるとき。

承継人となれる者	被承継人の法定相続人のうち1名
必要とする書類	被承継人の診断書及び戸籍謄本 他の法定相続人全員の同意書 (押印のあるもの) 法定相続人全員の印鑑証明書

(3) 個人の有資格業者が、前2号以外に定める場合のほかに、引き続き事業を継続していくことが困難であるとの客観的合理性のある理由があるとき。

承継人となれる者	被承継人の法定相続人のうち1名
必要とする書類	理由書 被承継人の戸籍謄本 他の法定相続人全員の同意書 (押印のあるもの) 法定相続人全員の印鑑証明書

(4) 個人の有資格業者が、事業の同一性を失うことなく新たに法人を設立したとき。

承継人となれる者	当該個人が代表者となって設立された法人
必要とする書類	承継法人の商業登記簿の謄本 承継法人の印鑑証明書

- (5) 有資格業者が、合併、分割その他の組織変更又は事業譲渡（以下、「合併等」という）により他の法人が事業の同一性を失うことなく当該事業を引き継いだとき。

承継人となれる者	当該有資格業者の事業を合併等により引き継いだ法人 ただし、法人が個人の事業を引き継ぐ場合は、法人及び個人の代表者が同一であること
必要とする書類	合併等完了後の承継及び被承継人の商業登記簿の謄本 合併等の契約書又は計画書の写し 承継人及び被承継人の印鑑証明書 承継人及び被承継人の株主名簿（法人のみ）

- (6) 法人の有資格業者が、合併及び破産以外の事由で解散し、事業の同一性を失うことなく個人が引き継いだとき。

承継人となれる者	当該法人の解散時の代表者のうち1名
必要とする書類	被承継法人の商業登記簿の謄本 当該法人の代表者が複数であったときは、他の代表者 全員の同意書（押印のあるもの） 他の代表者全員の印鑑証明書

2 前項各号の規定にかかわらず次の各号に該当する場合にあっては、請負資格の承継は認めないものとする。

- (1) 被承継人が、建設業法第29条各号に定める許可の取消しの要件に該当している事実が明らかであるが、許可の取消し処分を行うに至っていないとき。
- (2) 承継人又は被承継人のいずれかが、事実上倒産していると認められるとき。
- (3) 承継人又は被承継人のいずれかが、奈良県建設工事暴力団対策措置要綱の別表第1に掲げる措置要件の第1号又は第2号に該当すると認められるとき。
- (4) 承継人が前項第2号又は第3号により、承継が認められたときの被承継人であるとき。

3 第1項第1号、第2号又は第3号により、現に有資格業者である者が他の有資格業者の承継人となった場合にあっては、その者が従前に有していた請負資格の承継は認めないものとする。